

## 第15回 新潟市地域自治委員会 会議概要

日 時：平成18年9月25日(月)

午後6時半～9時

場 所：本館3階 301会議室

出席者： 【委員】50音順

	石附 幸子	CAP・にいがた代表
会長	小川 竹二	豊栄地区地域審議会会長
	河田 瑠子	うちの実家代表
	木戸 八一	公募委員
会長代理	塩田 誼	公募委員
	眞谷 誠祐	新潟市・新潟地区小中学校PTA連合会会長

【事務局】

	広橋 正博	社会福祉協議会事務局長(地域自治部会長)
	長谷川裕一	市民協働推進担当部長(地域自治副部会長)
	西 和男	政策推進室長
	熊倉 淳一	企画課長
	中澤 晃一	政策推進担当課長
	丸山 賢一	法務担当課長
	寺田 稔	政策推進員 ほか

---

### 1 市長挨拶

本日は、お忙しい中、お集まり頂き誠にありがとうございます。

また、自治体の憲法と言われる本条例について、皆様より熱心にご審議いただいたお陰で、条例の骨格、輪郭まで出来上がったと感じている。改めて感謝申し上げます。

本条例の検討にあたっては、本委員会における審議とともに、専門家からも留意すべき点等について伺うなど、本年度内の制定を見据えて進めてきた。しかしながら、条例は最終的には議会が判断することであり、本条例についてもこれまで適宜議会側へもお示してきた。

執行部としては、本条例の進め方について9月議会を一つの判断時期と捉えた。私達の思いは、いいものを作りたい。入れるべき視点については皆様から多くご指摘いただいたと思う。今後は、多くの市民の方から関心を持っていただきたい。そのためには、来年4月1日に設置予定である区自治協議会の皆様からご認識いただき、ご議論いただくことも重要と考えた。

まずは、各区に立ち上がった区自治協議会準備会を最大限活用させていただきたい。さらに、市民の方はもとより、専門的知識を持っている方、行財政の効率化という観点から経済界などからの議論も必要と判断したことから、来月には検討市民委員会の設置などに

より、議論の幅を広げるとともに、並行して議会側からも受け止めていただきたいと思っている。

こうした中、9月議会の提案理由説明において、本条例の重要性等について言及させていただいた。議会側からも意見が寄せられている。

現在、議会側にも、本条例における議会に関する規定の部分を自ら作っていただくか、市民委員会に案作成を任せるのかご検討いただいている。議会側へは、本条例は分権型政令市の自治の基本方針を作りたいのだということを繰り返し説明している。本条例の検討を進める上では、より議会側とのキャッチボールが必要であると考えている。

本条例は来年度中にしっかり施行する予定であるが、当初の施行時期が遅れることについて、皆様のご努力に対し大変恐縮に思う。皆様のご議論をしっかり根付かせたいという思いの表れであることをご理解願いたい。

---

### 小川会長

合併協議を進める中でも、区の自立については皆賛同していた事柄であるが、旧新潟市の議員側は発言が少なかったよう思う。理解しようとしなかった人達を理解させるのは大変である。自治基本条例とは何かから始まる議員もいるだろう。

しかしながら、分権型政令市を確立するためには本条例が不可欠である。単なる政策ではなく、条例により規定し構造を示すことが重要だ。

12月議会で条例案を上程し、議会側が審議を延ばすというのであれば良いが、執行部から延ばすのであれば、その後どう効果的に議論をしてもらうか考えることが必要だ。

議会への上程時期が議員の改選後ということになれば、本条例の内容が分からない新しい議員の方もいるだろう。市民レベルで分かっている状態にしておかななくてはならない。まずは、8千人の市職員が本条例の意義や必要性を理解できるようにすることが必要ではないだろうか。

### 塩田委員

本条例の施行は政令市移行時に合わせ、市民との協働の推進と8千人の職員が仕事を見直す機会となるように検討を進めてきた。

本委員会においてもタイトスケジュールで審議を行い、検討期間は限られてはいるが、HPなどにより広く公表してきた。本条例は、合併市町村の住民は広く知っている事柄である。

### 篠田市長

皆様より大きなエネルギーで議論して頂いたお陰で、10月に市民委員会を立ち上げることができると考えている。

本条例は、市民の皆様の理解が大事であり、これにはやや時間が足りないと感じた。81万人という大きな市民であるが、幸い本市には、区自治協議会準備会があり、こちらを大いに活用していきたいと思う。会長がいらっしゃる1区は別として、他の区自治協議会準備会に本条例について聴いても、余り理解されていないのが実情であろう。

条例が議会で可決されない、市民に理解されないことこそが、皆様の努力を無にしてしまうことだと考える。市民の皆さんに理解していただくことが一番重要である。区自治協議会において理解されれば、条例制定に向けて大きな力になるだろう。

## 木戸委員

本委員会における検討内容もHPで掲載しているが、より市民に分かりやすく情報提供することが大事であると考えている。

私の情報収集不足だと言われればそれまでであるが、7区においては、区自治協議会準備会の立ち上げすら住民に広く伝わらない状況であった。こういった現状を踏まえれば、時間をかけて周知し市民から声があがってくるような状況がベストであると思う。

広報にあたっては、官報に載せましたといった感覚では足りない。市報にいがたも最大限活用し、例えば1回掲載するだけでなく、本当に重要なことはタイトルのような数行で構わないので複数回掲載することが必要ではないか。詳細な内容についてはHP参照でも構わない。

## 河田委員

法律については知らないが、市民活動を通して多くの人達に接する立場として検討を行ってきた。政令市移行時に本条例が出来上がれば良いと思っていた。

市民の方々と接していると、「政令市移行後の姿がわからない」とか「支所では本庁に聞かなきゃ用事が済まない」といった声を耳にしている。こうした中で、「第4章 区における住民自治」の様な部分が、本条例においてしっかり規定することができれば良いと思っている。

また、区自治協議会やコミュニティ協議会はどのようなメンバーで構成され、どのような活動をしているのか分からないというのも事実である。本市の新しい姿を早く示せるように、急ぐということも必要ではないだろうか。

## 眞谷委員

多くの新潟市民、国民は、市民が主人公だという感覚が未だないのではないだろうか。政令市に移行し、区で議員を選ぶようになれば、議員と市民双方の意識も徐々に変わっていくのだとも思う。

計画審議会にも参加しているが、未だに「何をしてくれるのか」又は「何々をして欲しい」といったお願いが多いと感じる。市と対等な立場での協働がなされていない。

区自治協議会準備会にも、市議会と同様に本条例について専門家や権威から説明を行った方が良いのではないか。ここが変われば議員も変わっていくのではないだろうか。市長がおっしゃるように、本条例の趣旨が本当に根付くためには時間がかかるということは理解する。

## 石附委員

今作っている素案原案が、市民にとって市から与えられた画に描いた餅とならないよう願っている。その意味では、時間をかけることは良いことだと思う。色々な手法により市民の声を聴くことが大事である。

## 篠田市長

職員であれば、当然に本条例を理解しなくてはならないと思う。

皆様のご努力により、原案がこの時期に出来上がることはありがたいことだと思う。市民委員会にもお示しすることができる。

区自治協議会準備会に理解を深めてもらうことも、市民との共有化の早道だと思う。

いくつかの方策により本条例について広めていきたいと考えている。例えば、NPO等の方々から、本条例の制定はまだかとお指摘いただくことも、市民との共有化において重

要なことであると思う。

本条例について、市民のあちこちから議論が湧いてくるような状況が大変重要であると思う。市の職員への徹底は、市民周知への入口になると思う。

市長として、また担当課においても、本条例がより良い形で仕上がるよう最大限努力したいと思う。

市民委員会へも、本委員会でのご意見・ご議論を伝え、早くの段階から質の高い議論をしていただきたいと思う。

また、各委員におかれては、素案原案の作成に大変なご努力をいただいたところであるが、もう少しの間、エネルギーと時間をいただけるようであれば、各自ご都合もあろうかと思うが、市民委員会の方へ是非合流していただきたいと考えている。

## 2 議 事

### (1) 今後の地域自治委員会の関わり方について

#### 小川会長

まずは市の考え方をお聞きしたい。

#### 西政策推進室長

～資料「(仮称)新潟市自治基本条例検討のフロー」を基に説明～

素案原案の流れもあるので、是非皆様からご参画いただきたいと考えている。

参画の仕方としては、委員の立場としてご参画いただく方法と、原案を作った立場としてその時の考え方をご説明いただくなど、委員とは別の立場から議論の方向を提示していただくことも考えられるのではないだろうか。

人数についても規定せず、各委員の都合が許す限りご出席いただくという方法もあろうかと思う。まずは、ご参画いただきたい。

#### 塩田委員

市民委員会の全体の構成員を25名とするならば、本委員会から委員として参画する場合は2名ということか。

#### 西政策推進室長

先程ご提示させていただいたように、定数に含めず別の立場からご参画いただく方法もある。

#### 木戸委員

本委員会において議論してきたことであるから、市民委員会の検討経過を把握するというところからも参画は必要かと思う。我々の意見を通すためという意味の参画ではない。

#### 眞谷委員

市民が知ることが最も重要である。特に、区自治協議会に理解してもらう必要がある。そう考えれば、各区の自治協議会準備会から2名ずつ参加してもらった方が良いのではないか。1人では区に周知することはなかなか難しい。

#### 西政策推進室長

区自治協議会準備会には、委員参画だけでなく私たちから出掛けてご説明し、生の声をいただきたいと考えている。10月には早速1区へお伺いする予定だ。

#### 小川会長

確かに、これだけのテーマを1人で準備会内、区内に周知するという事は難しい。市

民委員会に参加しましたというポーズだけでは意味が無い。機会を活かさなくてはならない。

#### **眞谷委員**

市民公募が少なければ，区自治協議会準備会に委員枠を回していいのではないか。

#### **石附委員**

スタンスとして市民に広く聞くということを重視するのであれば，このままの方法が良い。私たちなどから，区自治協議会準備会に応募を働きかけるという方法もある。

#### **広橋地域自治部会長**

市民委員会における答申の後に，区自治協議会の意見聴取を予定している。区自治協議会の意見により原案を変更することもあるということであれば，準備会からの複数人参加にこだわる必要はないのではないか。

#### **小川会長**

25人で設置する市民委員会を頼りとして，市民に周知したということにはならない。各区へ市側がしっかり説明することが必要である。時期に捉われず早めに周知を行う方が良いのではないか。

#### **河田委員**

どこにどう周知すれば市民に広がるか考えなければならない。

#### **塩田委員**

市民委員会と戦略本部の関係はどう整理されているのか。

#### **小川会長**

本委員会でこれまで検討を行ってきた。市民委員会において，対等な委員として一から議論はしにくいものがある。一步下がり，オブザーバーの役割として議論を見守ることが良いのではないか。

#### **河田委員**

私は，本委員会として委員に参加することは難しいと思う。

#### **小川会長**

検討の結果，我々の案が市民委員会において変わってもいいと思う。

#### **塩田委員**

本委員会として策定したものを，また新たに委員として参画して案を変更するのは理論的におかしいと思う。

#### **石附委員**

市民委員会の意義は市民に広く聴くことであるが，公募といっても声が掛からなければなかなか難しいかとも思う。市民の方それぞれも，育児や障害など都合があるだろう。しかしながら，そういった方々の意見をお伺いすることが必要である。

#### **西政策推進室長**

市民委員会が確定した素案を答申し，戦略本部に諮ることになるだろう。戦略本部に諮る前に，また本委員会にご報告させていただきたいと思う。

また，市民委員会等の検討を経て，条例の最終段階にも本委員会のご意見もいただきたいと考えている。

#### **木戸委員**

私が市民委員会に参加した方が良いと発言するのは，原案はどうしても修正されるもの

だからである。その際に、議事録からだけでなく、何らかの形で出席し、議論の雰囲気をつんでおく必要があるのではないか。

市民委員会の公募委員を10名としたことには拍手を送りたいと思う。これを活かすためにも、何らかの形でもっとPRを図る必要がある。

**塩田委員**

最終判断は事務局にお任せするしかないのではないか。

**西政策推進室長**

原案を策定いただいた地域自治委員会委員として、人数も柔軟に入ってもらおう方法もあるかとも思う。

**眞谷委員**

市民委員会において、小川会長が説明する場はあるのか。

**西政策推進室長**

市民委員会へは本委員会での論点整理が見える形でお示ししたいと思う。

**眞谷委員**

原案を策定した立場である会長が、会議の冒頭で説明した方が良いのではないか。本委員会の考え方やその時の論点を明確に伝えることができる。

**河田委員**

本委員会の思いが強すぎると、市民委員会での柔軟な意見を阻害してしまうのではないかと。

**小川会長**

市民委員会では聴くスタンスも必要である。議論の中で一からぶつかるわけにはいかないだろう。

**塩田委員**

市民委員会が検討という立場であれば別であるが、市民委員会は答申する立場であるので、本委員会が再度構成に参加するのはおかしいのではないかと。

**木戸委員**

委員として出席しなくともいいので、本委員会の立場として参加することが必要ではないかと。いわば参考人的な出席でも良い。

**眞谷委員**

市民委員会が市長に答申する前に、素案を本委員会に諮り、本委員会に変更することはできるのか。

**石附委員**

本委員会において色々と議論して一つの案を策定してきた。私としては、市民委員会の議論を経れば、そこに内容が付加されるイメージであるのだが、逆に薄まってしまいうだろうか。

**塩田委員**

旧市町村は分権を期待して合併したものである。旧新潟市側には吸収した意識があるのではないかと。そうだとすると薄まってしまいうかもしれない。

**木戸委員**

少なくとも私の知っている旧新潟市側にはそのような意識はない。その点は大丈夫なのではないかと。

市民委員会を答申する役割と位置づけるのであれば、我々、地域自治委員会は意見具申をする立場といったところだろうか。

#### **広橋地域自治部会長**

市民委員会に対する事務局の原案の出し方もあるだろう。事務局としても本委員会に代わって原案をしっかりと説明する覚悟がいるのではないか。

#### **西政策推進室長**

今後の本委員会の関わり方については、改めて会長と相談させていただくこととしたい。

### (2) 自治基本条例素案(原案)について

#### **中澤政策推進担当課長**

～資料「(仮称)新潟市自治基本条例素案(原案)」に基づき説明～

#### **小川会長**

本委員会におけるこれまでの議論の中でも、盛り込まれないもののあるだろうし、表現も最終的には事務局に委ねることになると思う。

素案(原案)について、各委員のご意見をうかがいたい。

#### **塩田委員**

執行機関等を削除したこと、3ページの財政運営において「財務諸表」という用語を削除したことについて、事務局より補足説明をお願いしたい。

また、2ページの職員の責務において、行財政の効率運営といった観点は盛り込まなくて良いか。

#### **眞谷委員**

同じく2ページの市長の責務として、「市民自治の推進」といった言葉を加えた方が良いのではないか。

#### **石附委員**

2ページの市民の権利と責務においては、「自らの発言と行動に責任を持たなくてはなりません」は意味として積極的なものかもしれないが、「責任をもちます」といった方が良いのではないか。

#### **小川会長**

本条例の制定理由や必要性を前文に定めていく必要がある。原案のうちから案として定めておいた方が良いのではないか。

これらの意見についての対応の決定は、我々にまた見せて確認する必要はない。事務局の責任において取捨選択されたい。

#### **寺田政策推進員**

今ほどの各委員のご指摘について補足説明をさせていただきたい。

執行機関等を削除した理由としては、市長の責務等を定めている中で、執行機関を規定することは細かすぎるという考え方によるものである。

財務諸表については、担当課等とも協議を行った中で、貸借対照表などまだ市の方式が確定していないため、分かり易い表現を優先した。

市長の責務において「市民自治の推進」を再掲することについては、少々くどくなるのではないだろうか。

#### **眞谷委員**

この案が素案原案ということであれば、なおのこと、くどくとも明記しておく必要があると考える。

**寺田政策推進員**

市民の責務については、他の主体の責務規定と合わせて「しなければならない」という表現に統一させていただいた。

行財政の効率運営といった観点については、市政運営において盛り込んでいることから、職員には、施策の効果を最大限に発揮するため創意工夫することを規定した。

**中澤政策推進担当課長**

これから市民に本条例を広くお知らせしていくにあたって、本条例の制定理由や背景については、前文とは別にきちんと整理した資料を用意したいと思う。

**西政策推進室長**

議会の規定の部分については、議会側からご意見をいただき、一定の時期に議会の部分も加わったものをお示しできると思う。

**小川会長**

市民委員会への本委員会の関わり方については、事務局にお任せする。

**西政策推進室長**

それでは、後日会長へご相談させていただきたいと思う。

**熊倉企画課長**

区自治協議会の条例については12月議会への上程を予定している。その前にまた本委員会へご報告させていただきたいと思う。

以上

**3 会議資料**

資料 (仮称)新潟市自治基本条例検討のフロー

資料 (仮称)新潟市自治基本条例素案(原案)